配電事業に係る譲受価格・借受価格等の定期支払額		
その他託送収益		

第17表

再エネ特措法賦課金等明細表

［略］

（記載注意）

1　［略］

2　再エネ特措法買取費は、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第２条第５項に規定する特定契約に基づく再生可能エネルギー電気の調達に関して、当該調達に要した費用の総額（調整交付金を控除する前の金額）を記載すること。

備考　表中の［　］は注記である。

（エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則の一部改正）

第四条　エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則（昭和五十四年通商産業省令第七十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
別表第三（第四条関係） ［略］ 備考 一　この表において「電気」とは、一般送配電事業者（電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第二条第一項第九号に規定する一般送配電事業者をいう。）又は配電事業者（同項第十一号の三に規定する配電事業者をいう。）が維持し、及び運用する電線路を介して供給された電気をいう。 二　［略］ 備考　表中の［　］は注記である。	**別表第三**（第四条関係） ［略］ 備考 一　この表において「電気」とは、一般送配電事業者（電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第二条第一項第九号に規定する一般送配電事業者をいう。）が維持し、及び運用する電線路を介して供給された電気をいう。 二　［略］

［新設］

その他託送収益	

第17表

再エネ特措法賦課金等明細表

［略］

（記載注意）

1　［略］

2　再エネ特措法買取費は、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第２条第５項に規定する特定契約に基づく再生可能エネルギー電気の調達に関して、当該調達に要した費用の総額（再エネ特措法交付金を控除する前の金額）を記載すること。

備考　表中の［　］は注記である。

（発電用火力設備に関する技術基準を定める省令の一部改正）

第五条　発電用火力設備に関する技術基準を定める省令（平成九年通商産業省令第五十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（耐震性の確保） **第四条の二**　電気工作物（液化ガス設備（液化ガスの貯蔵、輸送、気化等を行う設備及びこれに附属する設備をいう。以下同じ。）を除く。）は、その電気工作物が発電事業の用に供される場合にあっては、これに作用する地震力による損壊により一般送配電事業者又は配電事業者の電気の供給に著しい支障を及ぼすことがないように耐震性を有するものでなければならない。 備考　表中の［　］は注記である。	（耐震性の確保） **第四条の二**　電気工作物（液化ガス設備（液化ガスの貯蔵、輸送、気化等を行う設備及びこれに附属する設備をいう。以下同じ。）を除く。）は、その電気工作物が発電事業の用に供される場合にあっては、これに作用する地震力による損壊により一般送配電事業者の電気の供給に著しい支障を及ぼすことがないように耐震性を有するものでなければならない。

（電気設備に関する技術基準を定める省令の一部改正）

第六条　電気設備に関する技術基準を定める省令（平成九年通商産業省令第五十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（サイバーセキュリティの確保） **第十五条の二**　電気工作物（一般送配電事業、送電事業、配電事業、特定送配電事業又は発電事業の用に供するものに限る。）の運転を管理する電子計算機は、当該電気工作物が人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれ及び一般送配電事業又は配電事業に係る電気の供給に著しい支障を及ぼすおそれがないよう、サイバーセキュリティ（サイバーセキュリティ基本法（平成二十六年法律第百四号）第二条に規定するサイバーセキュリティをいう。）を確保しなければならない。 （電気設備による供給支障の防止） **第十八条**　高圧又は特別高圧の電気設備は、その損壊により一般送配電事業者又は配電事業者の電気の供給に著しい支障を及ぼさないように施設しなければならない。	（サイバーセキュリティの確保） **第十五条の二**　電気工作物（一般送配電事業、送電事業、特定送配電事業及び発電事業の用に供するものに限る。）の運転を管理する電子計算機は、当該電気工作物が人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれ及び一般送配電事業に係る電気の供給に著しい支障を及ぼすおそれがないよう、サイバーセキュリティ（サイバーセキュリティ基本法（平成二十六年法律第百四号）第二条に規定するサイバーセキュリティをいう。）を確保しなければならない。 （電気設備による供給支障の防止） **第十八条**　高圧又は特別高圧の電気設備は、その損壊により一般送配電事業者の電気の供給に著しい支障を及ぼさないように施設しなければならない。